

特別支給規程

1. 目的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）の会員ならびに職員（以下「会員等」という）が定款第1章 第3条の目的に照らし、賛助会員（法人）及び各種行事等の協賛金を伴うスポンサーを紹介した際の特別支給と支払い方法を定める。

2. 特別支給

(1) 新たに賛助会員（法人・個人）を紹介した場合

イ. 法人賛助会員を紹介した正会員及び職員には一口当たり 40,000 円を支給する。

ロ. 個人賛助会員を紹介した正会員及び職員には一口当たり 2,000 円を支給する。

(2) 新たに各種行事の協賛金を伴うスポンサーを紹介した場合

イ. 役員以外の正会員及び職員は協賛金額の 10%相当額を支給する。

ロ. 協会役員(理事・監事)は協賛金額の 5%相当額を支給する。

(3) 各種行事の協賛金を伴うスポンサーが複数回にわたり支援を行なった場合

イ. 初回のみ前項(2)を適用する。

ロ. 空白期間が 3 期以上あった場合、前項(2)を適用する。

(4) 現存する賛助会員が各種行事等において協賛金を伴う支援を行った場合は、前 2. (2)項の対象とならない。

(5) 賛助会員（法人）が退会し、再度入会する場合は、3 期以上空白期間があったとき、前項(1)を適用する。

3. 支給方法

特別支給は理事会の承認を得た後、すみやかに行う。

4. この規程の運用に関しては、総務部を所轄部とする。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和 4年 6月 15日から施行する。